

島根県県税に係る公売等における暴力団排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）に基づき、島根県が行う県税に係る公売等から暴力団を排除するために必要な措置について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公売等 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の規定に基づき課される県税について、その租税債権の徴収のために行われる公売及び随意契約による売却をいう。
- (2) 公売参加者 公売にあたり入札若しくは買受けの申込みをしようとする者又は随意契約により買受人となるべき者をいう。
- (3) 最高価申込者等 公売等にあたり国税徴収法（昭和34年法律第147号）第111条又は第113条に規定する売却決定の相手方となるべき者（国税徴収法第104条に規定する最高価申込者、同法第113条第2項各号のいずれかに該当する処分又は行為があった場合における同法第104条の2に規定する次順位買受申込者及び随意契約により売却する場合における買受人となるべき者をいう。）をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (6) 執行機関 公売等を執行する県民センター所長をいう。
- (7) 不当介入 暴力団及び暴力団員等（以下「暴力団等」という。）から事実関係、社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は適正な売却決定を妨げる妨害をいう。

(公売等への参加制限)

第3条 執行機関は、暴力団等を公売等の売却決定の相手方としないものとする。

(排除措置)

第4条 執行機関は、最高価申込者等が暴力団等であることが判明したときは、売却決定等を行わないこととし、売却決定等を行った後においてもこれを取り消すことができる。

(陳述書)

第5条 執行機関は、公売等からの暴力団排除に向けた取組を実効あるものとするため、別に定めるところにより、最高価申込者等自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した陳述書（別記様式）を執行機関に提出するよう求め、受領するものとする。

2 次の各号に掲げる指定許認可等を受けている事業者に対しては、前項の陳述書に指定許認可等を受けていることを証する書類の写しの添付を求め、受領するものとする。

(1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者

(2) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の許可を受けて事業を行っている者

（調査の嘱託及び情報管理）

第6条 執行機関は、別に定めるところにより、最高価申込者等が暴力団等に該当するか否かについて、島根県警察本部（以下「警察本部」という。）に調査を嘱託するものとする。

2 調査の嘱託の対象者は次の各号に該当する者とする。

(1) 最高価申込者等

(2) 自己の計算において最高価申込者等に当該公売財産の入札等をさせた者があると認める場合には、当該公売財産の入札等をさせた者

(3) 前二号に該当する者が法人の場合、法人の役員

(4) その他執行機関の長が必要と認める者

3 執行機関及び警察本部は、取得した個人情報については、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）に基づき適正に管理し、当該個人情報は、この要綱に定める暴力団排除措置の目的以外には使用しないものとする。

（暴力団排除の周知）

第7条 執行機関は、本要綱が規定する事項について、公売公告に記載するものとする。

（不当介入等への対応）

第8条 執行機関は、公売参加者及び最高価申込者等に対し、入札の履行及び売却決定に当たって不当介入を受けたときは、執行機関に報告するとともに警察に通報するよう指導するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度島根県総務部及び警察本部が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。